

平成30年10月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うち密閉式(F F式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)1件、
石油ストーブ(密閉式)1件)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち照明器具1件)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
該当案件なし

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201700466を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：柳川、牧野

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800394	平成30年10月2日	平成30年10月10日	密閉式(FF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-3210WZ-FF-2	株式会社ノーリツ	火災	宿泊施設で当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800395	平成30年9月26日	平成30年10月10日	石油ストーブ(密閉式)	FF-358	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	製造から20年以上経過した製品 平成30年10月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700466	平成29年10月9日	平成29年11月2日	照明器具	HH-LP797N	パナソニック株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のプリント基板の部品及び銅箔パターンに過電流が流れて焼損したものと推定されるが、確認できない電気部品があったことから、過電流が流れた原因の特定には至らなかった。	神奈川県	平成29年11月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

該当案件なし

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

照明器具（管理番号:A201700466）

